

国庫補助事業実施者各位

2021年3月16日
水漁機構発104号
特定非営利活動法人
水産業・漁村活性化推進機構

国庫補助事業における押印廃止指示への対応について

平素、国庫補助事業の推進にあたりましてはご協力いただきましてありがとうございます。

さて、先般総務省より国庫補助事業における文書への押印について廃止の方針が示されたことに伴い、当機構関連の補助事業についても発信文書への押印を廃止することといたしました。

ついでには補助事業に関する当機構への発信文書につきましても、原則押印を不要といたしますが、当方において事業法人の本人確認を要すると判断した場合は下記をもって本人確認手段とさせていただきます、別途提出をお願いする場合がありますのでご了解ください。

記

1. 押印廃止時期 2021年4月1日 受発信分より
2. 受信文書に関する本人確認の手段
 - ①法人代表者の印鑑登録証明書（発行後6ヶ月以内のもの）の写し
 - ②法人商業登記電子証明書の内容表示画像の印刷
（上記のいずれか）

なお、本件に関する問い合わせについては、各事業担当部署宛にお願いします。

以上